五二九、字湯立沢五三二、字小品沢五三三、字大若沢五三四の一、五三四の二、五三五、字上山五六五の一、五六六の一（次の図に示す部分に限る。）、五六六の四から五六六の六まで、字鎌倉沢五六七の一、五六七の三、字狢沢五六八、五六九、字学沢五七〇の一、五七〇の三から五七〇の五まで、五七一の一から五七一の三まで、字新兵衛山五七二の一、五七二の三、五七二の四、秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保字桑木入一五〇四の一・一五〇四の二・字山神沢一五〇五・一五〇六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五〇六の二、一五〇七から一五一〇まで、字水ナシ一五一一から一五一五まで、字牛ハミガラン一五一六から一五一九まで、字牛ハミ大平一五二〇（次の図に示す部分に限る。）、字牛ハミ屋敷入一五二一、一五二二、字牛ハミゴウロ一五二三（次の図に示す部分に限る。）、一五二四の一、一五二四の五から一五二四の八まで、一五二四の一〇、一五二四の一一、一五二四の一三から一五二四の一九まで、字大沢一五四〇の一から一五四〇の三まで、一五四一、字イタトツパ一五四二、一五四三、一五四六、字マサイ滝平一五四七から一五五四まで、字ヤケ山一五五五から一五五八まで、字ガツケノ沢一五六四の一二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　所　埼玉県秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保字イタトツパ一五四四、一五四五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁並びに秩父市役所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十三日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東海北陸自動車道	一宮市大和町北高井字千束二五番一から同市大和町苅安賀字川原一番二まで	前	最大 五七四 最小 三〇	四一八
		後	最大 五五二 最小 二七	

○国土交通省告示第四十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月十三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線	熊本県八代郡氷川町早尾字山口一〇二四番	前	最大 二二三二 最小 二一七	一五
		後	最大 二二四 最小 二一七	

○国土交通省告示第四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年十二月十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十三日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第5072号	船首方位伝達装置	ＪＬＲ－21－ＴＨ	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
第5073号	第一種衛星航法装置	ＪＬＲ－21－ＧＨ	〃	〃
第5074号	船首方位伝達装置	ＪＬＲ－31－ＴＨ	〃	〃
第5075号	第一種衛星航法装置	ＪＬＲ－31－ＧＨ	〃	〃

○国土交通省告示第四十五号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年十一月三十日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十三日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－308号	火災の危険の少ない家具（椅子）	Model 4500	天龍工業株式会社	富山県富山市婦中町道場1番地3
第Ｆ－309号	〃	D500－625ＰＲ	〃	〃
第Ｆ－310号	〃	ＬＢ－0101	〃	〃

○環境省告示第三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第二項第二号ホの規定に基づき、雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年一月十三日

環境大臣　細野　豪志

雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件等

（雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性物質の量が少ない特定廃棄物の要件）

第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第二十六条第二項第二号ホの環境大臣が定める要件は、日本工業規格Ｋ〇〇五八－一に定める方法により作成した当該特定廃棄物に係る検液について、別表に掲げる機器を用いて測定した結果、セシウム百三十七についての放射能濃度が百五十ベクレル毎リットル以下であることとする。